

## 国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

### ケイマン諸島：CRS に関する最新情報 ～DITC FAQs を更新～

2021 年 9 月 3 日

2021 年 8 月、ケイマン諸島国際税務協力局（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は、[AEOI FAQs](#)（DITC ウェブサイト（英語））において CRS 確認様式の項目を更新し、新たな FAQ を追加した。本ニュースレターでは CRS 確認様式に関する FAQs について、重要な項目の概要と対訳を記す。

#### 1. FAQs の概要

各 FAQs の概要については、本ニュースレターの 3 の対訳を確認いただきたい。

FAQs の中には、CRS 確認様式の提出期限や、提出を遅れた場合に自動的に行政罰が課されること、DITC ポータル上で登録された全ての FI が、CRS 確認様式を年次で作成しなければならない旨など、重要な内容が多数含まれている。また、FAQs には CRS 確認様式の設問の回答に関する注意書きも掲載されているため、フォームの送信前に事前に確認することを推奨する。特にセクション 2 については、正確な情報を記載しなかった場合に、税務情報庁からの追跡調査の対象となる可能性が高くなることに留意するよう明記されているため、FAQs やガイドラインを参照して慎重に対応されたい。

#### 2. CRS 確認様式の期限

2019 年度及び 2020 年度の CRS 確認様式の提出期限は 2021 年 9 月 15 日となる。上記の FAQ の概要のとおり、提出期限を過ぎた場合にはペナルティーが自動で課されるので、必ず期限に余裕を持って対応されたい。CRS 確認様式概要については、デロイト トーマツ税理士法人が作成した過去のニュースレター（[2020 年 12 月 15 日号](#)）を参照されたい。

#### 3. FAQs の対訳

CRS 確認様式に関する FAQs（9 月 3 日時点）の対訳は以下のとおり。

- Q1. 金融機関（FI）の金融口座の合計価値に関する質問 2.1 の意味するものは、ケイマン諸島金融機関が所有する全ての資産の価値であるか。**
- A1. いいえ、この質問は、FI の金融口座の合計価値について尋ねており、この金融口座は CRS 規則で定義されるとおりのものである。回答は、（CRS の下で）報告対象となる金融口座と報告対象とならない金融口座の合計価値でなければならない。FI が投資ファンドの場合、これは通常、純資産価値であるが、FI が投資ファンドでない場合、同様となる可能性は低い。
- Q2. 報告対象とならない口座の価値を報告する際、償還済みの口座を含めるべきであるか。**
- A2. いいえ、該当する報告期間末時点の残高を報告するべきである。
- Q3. 投資家が報告対象となる個人や事業体でなく、報告対象管轄区域にいない場合（例：ケイマン諸島に居住する FI）、質問 2.3 のどのボックスでこれを開示するべきであるか。**
- A3. この場合、口座保有者及び全ての支配者が報告対象管轄区域の個人や事業体でない金融口座として開示するべきである。

**Q4.** 口座保有者が CRS と FATCA 両方について報告対象となる場合（ブラジル人の支配者（CP）を有する米国事業体）、これは「報告対象となる」及び「報告対象とならない米国」の両方のカテゴリーに含まれると予想されるか。又はこれが「報告対象となる」とみなされると予想されるか。

A4. この場合、CRS について報告対象となる口座である（すなわち、報告対象とならない方には含めない）。

**Q5.** 質問 3.1、FI は監査済み財務諸表を有するか。について、FI はその財務諸表が連結監査済み財務諸表の一部である場合、Yes（はい）を選択できるか。

A5. はい。

**Q6.** 投資事業体としての分類は正確であるが、関連する金融事業（犯罪収益法に基づき定義される）を継続して行っていない FI は、セクション 3 にどのように記入すべきか。

A6. DITC では、この要件を満たす FI は少数のみと予想している。そのような状況の場合、FI はセクション 3 に以下のとおり回答すべきである：

3.2 「other」（その他）を選択

3.3 自由形式のテキストに、FI が関連する金融事業を実施していない事実の確認として説明を記載

3.4 「Cayman Islands」（ケイマン諸島）を選択

3.5 「Yes」（はい）を選択

**Q7.** FI が AML/KYC 及び CRS の処置のために複数のサービス提供者を有する場合、セクション 3 及びセクション 4 で何を報告すべきであるか。

A7. 金融口座が CRS について報告対象となるか、報告対象とならないかの判定に主として責任を負うサービス提供者は、セクション 3 で報告すべきである。

**Q8.** CRS コンプライアンス様式の送信期限はいつか。

A8. CRS コンプライアンス様式の期限は毎年 9 月 15 日である。

**Q9.** FI が CRS コンプライアンス様式を期限までに送信しない場合、どうなるか。

A9. FI が CRS コンプライアンス様式を期限までに送信しない場合、CRS 規則パート 2 の違反となり、税務情報庁（TIA）によって行政罰が自動的に科される。

**Q10.** CRS コンプライアンス様式を送信可能であるのは誰か。

A10. 主たる連絡先担当者（Principal Point of Contact：以下「PPoC」）、又は FI に割り当てられたいずれかの補助的ユーザーに限り、DITC ポータル経由で CRS コンプライアンス様式を送信可能である。

**Q11.** 全ての FI が、CRS コンプライアンス様式を作成する必要があるか。

A11. DITC ポータル上で登録された全ての FI が、CRS コンプライアンス様式を年次で作成しなければならない。ただし、以下の CRS 規則別表 1 セクション VIII.C.1.a) に基づく金融口座を有しない旨を登録時に確認した投資運用会社及び投資アドバイザーを除く：

1. 「金融口座」とは、金融機関が保有する口座を意味し、預金口座、カストディ口座、及び以下を含む：

a. 投資事業体の場合の金融機関における資本、債権持分。前述にかかわらず、「金融口座」には、以下のみを理由として投資事業体である事業体における資本、債権持分は含まれない：

顧客の名義で当該事業体以外の金融機関に預けられた金融資産の投資・管理・運営を目的に

(i) 顧客に投資のアドバイスを行いその代理人となる、又は

(ii) 顧客のポートフォリオを管理しその代理人となる。

**Q12.** 受託者開示信託は、CRS コンプライアンス様式を作成する必要があるか。

A12. はい、受託者開示信託（TDT）は、CRS コンプライアンス様式の作成を義務付けられる。

**Q13.** CRS コンプライアンス様式の送信方法はどのようなものか。

A13. CRS コンプライアンス様式は、FI の PPoC、又は補助的ユーザーにより、DITC ポータル経由で送信される。

**Q14.** DITC がこの情報を徴求することを認められる法的根拠は何か。

A14. 税務情報庁（国際税務コンプライアンス）（共通報告基準）（改正）規則の 2020 年改正セクション 9(1)で、税務情報庁が年次で CRS コンプライアンス様式を徴求する法的根拠が規定される。

**Q15. CRS コンプライアンス様式の一括アップロードは認められるか。**

A15. CRS コンプライアンス様式を一括でポータルにアップロードする機能は、2021年8月25日に利用可能となる予定である。全てのセクション及びデータ要素の概要については [CRS ガイドライン](#) (DITC ウェブサイト (英語))、また、技術支援については [ユーザーガイド](#) (DITC ウェブサイト (英語、PDF)) 参照。

**Q16. CRS コンプライアンス様式を一括で送信しようとしたが、「Form contains invalid data. Please correct first.」(様式に無効なデータがあります。最初に修正してください。) というエラーが発生した。**

A16. Submit (送信) をクリックする前に、宣言を読み同意したことを確認されたい。

**Q17. CRS コンプライアンス様式を一括で送信しようとした際に、私に提出の許可がないという旨のエラーが発生したが、私は PPOC/補助的ユーザーである。**

A17. 以下で解決されたい: FI が CRS 報告義務を有するか確認する、かつ/又は FI 番号を CSV にコピーアンドペーストした場合、代わりにこれをセルに手入力する。

**Q18. CRS コンプライアンス様式を一括で提出しようとした際に、以下のとおり送信が失敗した旨が表示される: 「CRS – Compliance Form (bulk upload by CSV) submission Failed」(CRS——コンプライアンス様式 (CSV による一括アップロード) 送信失敗) が、エラー情報は表示されない**

A18. 画面の一番下までスクロールする。エラーがある場合、赤い感嘆符記号をクリックすると、各 FI についてのエラーが表示される。

**Q19. CRS コンプライアンス様式一括アップロードについて多数のエラーが発生したが、これら全てを修正する方法が分からない。**

A19. 各 FI について列挙されている最初のエラーを修正し、ファイルを再アップロードする——これにより、列挙されたその他のエラーの一部/全部が解決される場合がある。

**Q20. CRS コンプライアンス様式に関するガイダンスはあるか。**

A20. 様式に関するガイダンスについては、[CRS ガイドライン](#) (DITC ウェブサイト (英語、PDF)) のセクション 5.F.、ポータル経由で様式を送信する技術支援については、[DITC ポータルユーザーガイド](#) (DITC ウェブサイト (英語、PDF)) 参照。

**Q21. 共同所有口座はどのように報告するべきであるか。**

A21. 共同所有口座は、質問 2.1 への回答の目的上、一つの金融口座として取り扱われなければならない。共同所有口座が全ての共同所有口座保有者に関して報告対象とならない口座である場合のみ、報告対象とならない口座として取り扱われるべきである。共同所有口座が報告対象とならない口座である理由が二つ以上ある場合、コンプライアンス様式においてそれぞれの理由毎に報告しなければならない。例えば、ある共同所有口座が二人の口座保有者を有し、一人が英領ヴァージン諸島に居住し、もう一人が米国 (法) 人である場合 (両方が報告対象となる管轄区域の個人や事業体に該当しない)、コンプライアンス様式の質問 2.5 に対する回答は「Both」(両方) とし、当該共同所有口座は質問 2.5.1 と 2.5.2 の両方で報告しなければならない。

**Q22. 口座保有者及び全ての支配者が報告対象となる管轄区域の個人や事業体でなく、かつ異なる管轄区域、例えば米国とバハマにいる場合、金融口座の詳細をどのように報告するべきであるか。**

A22. この口座は、質問 2.1 への回答の目的上一つの金融口座として取り扱われなければならない。ある口座が報告対象とならない口座である理由が二つ以上ある場合、コンプライアンス様式においてそれぞれの理由毎に報告しなければならない。例えば、口座保有者及び全ての支配者が、バハマに居住するか、又は米国 (法) 人であるかのいずれかである場合 (すなわち報告対象となる管轄区域の個人や事業体に該当しない)、コンプライアンス様式の質問 2.5 に対する回答は「Both」(両方) とし、当該口座は質問 2.5.1 と 2.5.2 の両方で報告しなければならない。

**Q23. 報告の基準値未満である既存事業体口座を報告する方法はどのようなものであるか。**

A23. 当該口座は、CRS コンプライアンス様式の目的上報告対象とならない口座とみなされない。当該口座は、報告期間における FI の金融口座の合計価値 (質問 2.1) に含まれなければならないことに留意されたい。

**Q24. セクション 2 における報告対象とならない口座への言及は、当該年を通じてのあらゆる口座の取引に言及しているのか、それとも年末のみか。**

A24. セクション 2 に記入する際は、CRS 規則で概述されているものと同じルールが適用される。該当する報告期間末時点の残高を報告しなければならない。

**Q25. FI が暦年末を年度末としていない場合、質問 3.1 にはどのように回答するか。**

A25. FI が暦年末を年度末としていない場合、監査済み財務諸表に関する質問は、報告対象である暦年中に終了する事業年度に対して適用される（すなわち、事業年度末が 7 月である場合、2019 年の CRS コンプライアンス様式を作成する際、当該の質問は——2019 年 7 月に終了する年度の財務諸表が監査の対象であるか。となる）。

**Q26. 質問 4.6 において、本人確認書類未徴求の口座の報告を義務付けられるか。**

A26. 質問 4.6 は、本人確認書類未徴求の口座に適用されない。

**Q27. CRS コンプライアンス様式は、信託及び投資事業体-タイプ B に分類された民間投資会社（PIC）において義務付けられるか。**

A27. はい、CRS コンプライアンス様式は、信託及び PIC を含む全ての FI について送信しなければならない。

**Q28. FI が CRS コンプライアンス様式のセクション 2 に記入するため義務付けられた情報を取得できない場合、どうなるか。**

A28. CRS コンプライアンス様式のセクション 2 は、報告対象とならない口座の存在、数、又は価値が未知であることを確認する選択肢を提供する。この選択肢が選択された場合、FI は税務情報庁からの追跡調査の対象となる可能性が高いことに留意されたい。

**Q29. 口座情報はどの通貨で送信してもよいか。**

A29. セクション 2 は、通貨を選択する選択肢を提供する。税務情報庁は、CRS コンプライアンス様式に記入するために使用する通貨を、CRS 報告書で使用したものと同じにすることを推奨する。CRS 報告書で複数の通貨を使用した場合、FI は最も頻繁に使用した通貨を使用しなければならない。現在、CRS コンプライアンス様式で複数の通貨を受け付ける見込みはない。

## おわりに

US FATCA 報告とは異なり、ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告及び CRS 確認様式の提出が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイトトーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でご不明な点等があれば相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/tax/nl/us](http://www.deloitte.com/jp/tax/nl/us)

## お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	<a href="mailto:kosaku.maeda@tohatsu.co.jp">kosaku.maeda@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	<a href="mailto:naoko.akiba@tohatsu.co.jp">naoko.akiba@tohatsu.co.jp</a>
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	<a href="mailto:ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp">ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	榎本 純子	<a href="mailto:junko1.enomoto@tohatsu.co.jp">junko1.enomoto@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	渡邊 美穂子	<a href="mailto:mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp">mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp</a>
マネジャー	近藤 祐美	<a href="mailto:yumi.kondo@tohatsu.co.jp">yumi.kondo@tohatsu.co.jp</a>
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	<a href="mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp">tax.cs@tohatsu.co.jp</a>	
会社概要	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax">www.deloitte.com/jp/tax</a>	
税務サービス	<a href="http://www.deloitte.com/jp/tax-services">www.deloitte.com/jp/tax-services</a>	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッド及びデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人及びデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド ("DTTL")、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファーム及びそれらの関係法人 (総称して "デロイト ネットワーク") のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または "Deloitte Global") ならびに各メンバーファーム及び関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL 及び DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為及び不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為及び不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー及びそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ムルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務及びこれらに関連するプロフェッショナル サービスの分野で世界最大級の規模を有し、150 を超える国・地域にわたるメンバーファームや関係法人のグローバルネットワーク (総称して "デロイト ネットワーク") を通じ Fortune Global 500® の 8 割の企業に対してサービスを提供しています。"Making an impact that matters" を自らの使命とするデロイトの約 312,000 名の専門家については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2021. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.



IS 669126 / ISO 27001